

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月30日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第22号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（小学校に就学している子を養育するために早出遅出勤務を請求できる職員）</p> <p>第3条の7 条例第7条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業に係る相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち日中一時支援事業を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習指導その他の教育支援活動を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎え、又は見送るために赴く職員とする。</p>	<p>（小学校に就学している子を養育するために早出遅出勤務を請求できる職員）</p> <p>第3条の7 条例第7条第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業に係る相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習指導その他の教育支援活動を行う場所にその子（各事業を利用するものに限る。）を出迎え、又は見送るために赴く職員とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。